

# 岡山労働局第 14 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 4 月

厚生労働省 岡山労働局

# 岡山労働局第14次労働災害防止推進計画

## はじめに

人の生命と健康はかけがえのないものであり、いかなる社会、経済情勢であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

労働災害防止計画は、労働安全衛生法第6条に基づいて策定されており、1958年に第1次の計画が策定されて以降、これまで13次にわたって策定し、関係業界・専門家などと協力しながら、対策に取り組んできたところであるが、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり国・事業者・労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を策定したところである。

当該計画のもと岡山県内における一層の労働災害防止と労働者の健康確保を図るため、本計画を策定するものである。

## 1 計画期間及び目標

### (1) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

### (2) 計画の目標

岡山労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が一体となり、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

#### ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

#### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### (ウ) 外国人労働者等の労働災害防止対策・健康確保対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### (オ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### (カ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。

- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

## イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までにその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

### (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までにその増加に歯止めをかける。

### (ウ) 外国人労働者等の労働災害防止対策・健康確保対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体平均以下とする。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・道路貨物運送業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。
- ・建設業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少させる。
- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。
- ・林業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少させる。

### (オ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を 2018 年から 2022 年までの 5 年間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で、5 %以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

### (カ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、月 80 時間以上の時間外労働の雇用者の割合を 2025 年までに 5 %以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体(コロナ関連を除く)としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2018 年から 2022 年までの 5 年間と比較し、2023 年から 2027 年までの 5 年間で、15%以上減少する。
- ・死傷災害については、2022 年と比較して、2027 年においては 5%以上減少する。

## (2) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

なお、アウトプット指標における数値等については、2022 年度中に実施する自主点検を参考に評価し、必要に応じ見直しをする。

## 2 労働災害等の現状

### (1) 労働災害の現状

死傷災害は、第 13 次労働災害防止推進計画期間(以下、「13 次防期間」という)中、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いても増加傾向にあり、第 12 次労働災害防止推進計画(以下、「12 次防期間」という)と比較して増加率が 10%を超えた。

事故の型別で見ると、「転倒」と「動作の反動、無理な動作」の労働者の作業行動に起因する労働災害が大きく増加しており、その占める割合は「転倒」(22%)、「動作の反動、無理な動作」(15%)、合わせると 37%を占めている。特に社会福祉施設及び小売業においてこれらの災害が多く発生している。

また、高齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、13 次防期間の死傷者数のうち 60 歳以上の死傷者数が占める割合は 25%となっている。

さらに、外国人労働者は年々増加しており、これに伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

業種別では、13次防期間と12次防期間を比較して増加となっているのは、社会福祉施設・道路貨物運送業・製造業・小売業である。特に、社会福祉施設と道路貨物運送業の増加が大きい。道路貨物運送業の労働災害は、荷役作業中におけるものが半数を超えており、荷主との協力による荷役作業対策の一層の取組が求められる。

一方死亡災害は、13次防期間中は12次防期間と比べ34%減少となった。13次防期間中の死亡災害のうち最も多いのが建設業で37%を占めていることから、建設業における墜落・転落災害防止の徹底を主とした取組が引き続き必要である。また、労働者数を考慮すると、林業における災害発生率が高い状況にある。

## (2) 労働者の健康確保にかかる現状

有機溶剤中毒予防規則等の特別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令が今後施行を迎えるが、その内容は多岐にわたり、広範囲の事業場に影響があることから、その定着が重要である。

精神障害疾患等による労災請求件数及び認定件数は増加している。認定事案のうち、ハラスメントなどによるものが多く認められることから、ハラスメント防止などの職場環境改善等と併せたメンタルヘルス対策の推進が必要である。

過重労働を起因とした過労死等事案は毎年発生しており、引き続き、長時間労働の解消、長時間労働者に対する医師の面接指導の促進等を図る必要がある。

労働者数50人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあることから、産業保健総合支援センター・地域産業保健センター等による、中小規模事業場の産業保健活動への支援が必要である。

労働者の治療と仕事の両立に関し、岡山県地域両立支援推進チームを設置し、リーフレットの作成、セミナーの開催などを行ったところであるが、企業における関心はまだ低く、関係団体との連携を図り、ガイドラインの周知の強化、企業内の環境整備に向けた取組が必要である。

## 3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と必要な施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とする。

- (1) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- (2) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (3) 外国人労働者等の労働災害防止対策・健康確保対策の推進
- (4) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 労働者の健康確保対策の推進
- (7) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

#### 4 重点事項ごとの具体的取組

##### (1) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・行動災害の発生率が高い小売業・介護施設に設置している+SAFE 協議会を通じて地域のリーディングカンパニーが取組んでいる好事例の水平展開や啓発資料を周知するとともに、地方公共団体と連携することにより地域における災害防止に対する機運醸成を図る。
- ・事業者が安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などを広く周知する。
- ・転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及のための周知を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の周知を図る。
- ・理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援するとともに、筋力等を維持し転倒を予防するためのスポーツの周知を図る。
- ・骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法を周知する。

- ・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ・動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を行う。
- ・このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組の周知を進める。

## (2) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

### イ アの達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・エッセンス版を活用して、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行うとともに、補助金活用により当ガイドラインの取組を促進する。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策の取組の周知を進める。
- ・+SAFE 協議会の取組を通じて、転倒防止対策を推進する。
- ・事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組が進んでいない事業場における取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めた、コラボヘルス推進のための周知を図る。

## (3) 外国人労働者等の労働災害防止対策・健康確保対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。
- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークガイドライン」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業ガイドライン」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。



イ アの達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 監理団体を通じて本省の「職場のあんぜんサイト」に掲載している外国人労働者向け安全衛生教育用視聴覚教材等の活用を促進する。
- ・ 事業者団体・労働災害防止団体と連携して、外国人労働者向け安全衛生教育や研修の推進に取り組む。
- ・ 外国人労働者も含めた全ての労働者向けのピトグラム安全表示を周知する。
- ・ テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
- ・ 副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。

#### (4) 業種別の労働災害防止対策の推進

##### ア 道路貨物運送業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく、安全衛生管理体制の確立、荷台等からの墜落・転落災害・転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・ 13 次防期間中の道路貨物運送業における死傷災害の半数超が荷役作業時に発生していることから、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・ 道路貨物運送業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生していることから、荷主等に対する長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた要請を行う際においてもガイドラインを周知し、運送業者と連携した荷役災害防止の取組を推進する。
- ・ 期間中に予定される労働安全衛生規則の改正により、昇降設備の設置義務や荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車、最大積載量2トン以上のものに拡大すること、及び特別教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作業務が追加されることから、改正内容の周知・指導を行う。

## イ 建設業対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い・手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所及び低所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定・健康診断・労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

### (イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・死亡災害・死傷災害ともに最も多い事故の型となっている墜落・転落災害防止を重点事項とし、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い・手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用などの法令事項の遵守について指導する。あわせて、手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用などの「より安全な措置」が講じられるよう指導するとともに、実効性のある墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントが実施できるようその支援に取り組む。
- ・期間中に予定されている労働安全衛生規則の改正を踏まえ、足場点検者の指名、幅1 m以上の箇所における本足場の使用など墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・第13次労働災害防止期間中、墜落・転落災害の全体のうち最多の約1/3がはしご・脚立等からの墜落・転落となっていることから、はしご・脚立等からの墜落・転落災害を防止するため、適正な使用及び作業時の保護具着用が徹底されるよう指導する。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、中国地方整備局との連携した取組を行うとともに、令和4年1月に岡山県が策定した「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する岡山県計画」の遂行に協力する。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

## ウ 製造業対策

### (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる危険性のある機械等について、使用者は「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントを

適切に実施する。

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害を防止するため、安全な作業手順を策定し、当該作業手順が遵守されるよう労働者に対して定期的な安全衛生教育を実施する。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等にリスクアセスメントを実施するよう指導するとともに実施のための支援を行う。
- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害を防止するため、安全な作業手順の遵守状況を確認、指導する。
- ・機能安全を活用し、危険作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

## エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について、労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について、関係事業者に対し一層積極的に周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図る。
- ・森林管理署や地方公共団体・労働災害防止団体等と連携して、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

## (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の事項を的確に実施する。

①化学物質を製造する事業者は、リスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。

②化学物質を取り扱う事業者は、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

・新たな化学物質規制に係る法令が令和5年4月より施行されることから、GHS分類により危険性・有害性が把握されている化学物質を取り扱っている事業場が多く在すると見込まれる業種を重点として、「岡山労働局化学物質対策推進計画」に沿って制度の周知を図る。

・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの活用を推進する。

・化学物質管理に係る相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会を周知する。

・化学物質管理専門家リスト等の活用による専門家へのアクセスの円滑化を図る。

・GHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル(簡易リスクアセスメントツール)の周知等を行う。

## イ 石綿・粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査を確実に実施する。

・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。

・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。

・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

・トンネル工事を施工する事業者は、トンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」

に、労働者のじん肺関係の健康情報・有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・「岡山労働局石綿ばく露防止対策5か年計画」に基づき、資格者による石綿事前調査の確実な実施、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策の実施について、周知・指導する。
- ・石綿事前調査結果報告システム・ポータルサイトの周知を図る。
- ・改正石綿障害予防規則や最新の分析方法などの知識を提供するための啓発用動画・講習会について周知する。
- ・令和8年1月に施行される改正石綿障害予防規則により、工作物も資格者による事前調査が必要となることから、対象拡大についての周知等を行う。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習等の機会を提供する。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を行う。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の適正使用の徹底及び電動ファン付き呼吸用保護具着用の推進等に取り組む。
- ・トンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報・有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会と連携し、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

## ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・日本工業規格（J I S）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の周知を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるため

- に、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツール、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る周知・指導を行う。

## エ 電離放射線による健康障害防止対策

- (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。
- (イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと
- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を助言・指導する。

## (6) 労働者の健康確保対策の推進

### ア メンタルヘルス対策

- (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと
- ・ストレスチェックの実施及び集団分析を行い、職場環境の改善まで行うことで、メンタル不調の予防を強化する。
  - ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。
- (イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと
- ・産業保健総合支援センター等を通じて、メンタルヘルス対策の取組を支援する。
  - ・ストレスチェック結果の集団分析が未実施である規模 50 人以上の事業場に対し、集団分析・職場環境改善を実施するよう周知・啓発を図る。
  - ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）を周知し、経営層に対する意識啓発を図る。
  - ・小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
  - ・職場におけるハラスメント防止対策の周知及び対策の推進を図る。

### イ 過重労働対策

- (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと
- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。

- ①時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ②年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ③勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針による労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・長時間労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。
- ・令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師・建設業・自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸交通業においては、改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の周知、指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。
- ・働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応）の活用に向けた周知・啓発を行うとともに、トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター、医療勤務環境改善支援センター等の相談窓口についての周知を行う。
- ・面接指導の申出を行うための体制整備や対象となる労働者への周知など、必要な労働者に対し確実に面接指導を実施することができるよう、事業者への周知・啓発に取り組む。

## ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立支援に関して、支援が必要な労働者が申し出し易いように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や医師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、中小企業を中心とする産業保健活動への支援を引き続き実施する。
- ・団体経由産業保健活動推進助成金活用を周知・啓発する。
- ・「岡山県地域両立支援推進チーム」により、事業場・医療機関・支援機関設置の相談窓口の充実、両立支援コーディネーターの増加・能力向上のための情報提供、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知・啓発に取り組む。

## (7) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」の議論等を通じて提供される注文者等による保護措置のあり方等から、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

### イ アの達成に向けて局署等が取り組むこと

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和4年4月に公布されたことから、労働災害防止団体・関係団体等と連携して、当該省令の内容についての周知等を行う。